

## 12．都市計画対象事業を実施するに当たり必要な許認可等

対象事業の実施に当たり必要な主な許認可等の種類は表 12.1.1 に示すとおりである。なお、許認可担当機関はいずれも国土交通省である。

表 12.1.1 対象事業の実施に当たり必要な許認可等

必要な許認可等	根拠法令
都市計画事業の認可	都市計画法 第59条 第1項
事業基本計画の変更認可	鉄道事業法 第7条 第1項
鉄道施設の変更認可	鉄道事業法 第12条 第1項